

泉崎村行政改革集中プラン

泉 崎 村

目 次

1. 策定の趣旨と計画期間	1
1-1 趣旨	
1-2 第4次泉崎村行政改革大綱との位置づけ	
1-3 計画期間	
2. 行政の推進	1
2-1 事務事業の再編・整理等を行う際のスキーム	
2-2 事務事業の再編整理等の目標	
2-3 行政評価	
2-4 外部意見	
3. 民間活力の活用	2
3-1 基本的考え方	
3-2 管理運営状況	
3-3 民間委託状況	
4. 定員適正化管理について	4
5. 給与の適正化について	4
6. 財政構造の見直し	5
6-1 歳入の向上	
6-2 歳出の抑制	
7. 第三セクターの見直し関係	6
7-1 既存法人の見直し	
7-2 株式会社コラボ・ウェイスト	6
7-2-1 監査・点検評価・情報公開の体制等	
7-3 泉崎観光株式会社	6
7-3-1 監査・点検評価・情報公開の体制等	
7-3-2 役職員と給与の見直し	
8. 地方公営企業関係	7
8-1 病院事業	7
8-1-1 経営改革の推進	
8-1-2 定員管理・給与の適正化	
8-1-3 経費節減等の財政効果	
8-2 水道事業	8
8-2-1 経営改革の推進	
8-2-2 定員管理・給与の適正化	
8-2-3 経費節減等の財政効果	
8-3 宅造事業	8
8-3-1 経営改革の推進	
8-3-2 定員管理・給与の適正化	
8-3-3 経費節減等の財政効果	
8-3 農業集落排水事業	9
8-3-1 経営改革の推進	
8-3-2 定員管理・給与の適正化	
8-3-3 経費節減等の財政効果	

1. 策定の趣旨と計画期間

1-1 趣旨

本村においては、これまでも積極的に行政改革の推進に努めてきたところでありますが、人口減少時代の到来、住民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応するため、また、地方分権型社会システムへの転換が求められていますので、より一層積極的な行政改革の推進に努めます。

平成17年3月29日に総務省は、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を全国に示しました。この指針に基づき、具体的目標と手法を「泉崎村行政改革集中プラン」として策定しました。計画の進捗状況等については、広報紙やホームページ等を通じ情報を公表していく考えです。

1-2 第4次泉崎村行政改革大綱との位置づけ

本村では、行政改革大綱を見直し「第4次泉崎村行政改革大綱」を策定しました。この大綱は、平成17年度から平成21年度の概ね5ヶ年を目途とした計画であり、行政改革の基本方針を示しております。また、「自主的財政再建計画書（第Ⅱ期）」の計画も踏まえ、「泉崎村行政改革集中プラン」は、それぞれの計画の年次目標等を掲げること、推進を補完する計画として位置づけます。

1-3 計画期間

平成17年度から平成21年度までの5ヶ年を計画期間としており、この期間は、「第4次泉崎村行政改革大綱」、「自主的財政再建計画書（第Ⅱ期）」と同じ期間となります。また、「定員適正化計画」は、平成13年度から平成22年度までの10ヶ年の計画ですが、平成16年度に計画の見直しを行い、平成17年度から平成22年度までの6ヶ年を改正しています。

また、「行政改革集中プラン」は年次目標等を掲げる計画ですので、計画期間中であっても行政評価等により、取組目標の見直しを行います。

年 度	17	18	19	20	21	22
行政改革集中プラン	—				→	
行政改革大綱	—				→	
定員適正化計画	—					→
自主的財政再建計画	—				→	

2. 行政の推進

2-1 事務事業の再編・整理等を行う際のスキーム

事務事業の必要性、妥当性、有効性、効率性を十分精査し、必要に応じて再編・整理等を進めます。

また、多様化・高度化する行政ニーズや新たな行政課題を的確に把握し、実施する施策に選択や重点化を図り、事業の実施効果等を確認するため、行政評価システムの導入を図ります。

2-2 事務事業の再編整理等の目標

(1) 平成17年度～平成21年度までの5年間における再編・整理等の目標

平成17年度	
	地方バス路線維持対策事業の廃止
	地方バス路線維持対策事業を平成17年度までとする。平成18年度から路線バス利用者を対象に、駅の発着を中心とした村内巡回バス（仮称）の運行を予定している。
	秋まつり事業の見直し
	企画調整課で担当していたが、平成18年度より産業振興課で事務事業を担当する。今後においても、秋まつり、健康福祉まつり、文化祭等の事業の在り方の検討を引き続き行う。
	農業委員会委員の定数の見直し
	平成20年度に実施される、農業委員会委員選挙に向け、平成17年度から平成19年度までに定数の見直し、選挙区の在り方を検討する。
平成18年度	
	非常備消防の運用を検討
	定数や条例全般の見直しを行うため検討委員会を設置する。
	特別土地保有税審議会条例の在り方を検討
	特別土地保有税の課税が停止になっているので審議会の在り方を検討する。
平成19年度	
	生産調整対策推進事業の廃止
	米生産調整対策として転換作物等への奨励措置を行う事業で、平成19年度までは、村が転作配分措置を行うので事業を継続するが、平成20年度以降は、農家と農業団体主役の需要調整へ移行する予定であるので、平成18年度から、新たな担い手づくり等の支援について検討する。

2-3 行政評価

評価の視点を必要性、妥当性、有効性、効率性の4つに分け、評価手法を設問による点検評価として定性分析（必要性、妥当性）、数値目標と達成度として指標分析（有効性、効率性）に分けて評価を行います。評価を諮問する機関として、「行政評価推進委員会」を設置します。評価の結果を、次年度の計画及び当初予算に反映させると共に村民へ公表します。平成18年度に策定に向けて具体的な検討を進め、平成19年度から実施を予定します。

2-4 外部意見

ホームページや自治組合長等への行政説明会で、事務事業のスキームの公表を行い、合わせて、村民の意見を聴衆し事務事業の提言として見直しを図ります。

3. 民間活力の活用

3-1 基本的考え方

民間委託により、住民サービスの向上・事務の効率化や経費の削減が図られる事務事業については、今後も業務委託を推進するとともに、平成17年度から平成21年度の期間を問わず、行政評価に基づき実施します。

3-2 管理運営状況

(1) 運営状況及び取組目標

施設名称	16年度末	17年～21年度
1. レクリエーション・スポーツ施設		
泉崎村総合運動公園	直営	現行どおり
泉崎国際サイクルスタジアム	直営	現行どおり
泉崎村室内ゲートボール場	直営	現行どおり
泉崎村農業者トレーニングセンター	直営	現行どおり
2. 産業振興施設		
泉崎カントリーヴィレッジ (泉崎村サイクリングターミナル)	業務委託	18年度 指定管理者制度の導入
3. 基盤施設		
泉崎村農村環境改善センター	直営	現行どおり
4. 文教施設		
泉崎資料館	直営	現行どおり
泉崎村学校給食センター	直営	現行どおり
泉崎村立泉崎幼稚園	直営	現行どおり
5. 医療・社会福祉施設		
泉崎村立病院	直営	現行どおり
泉崎村老人福祉センター	直営	19年度より廃止
泉崎村保育所	直営	現行どおり
泉崎村児童館	直営	現行どおり
泉崎村身体障害者デイサービスセンター(仮称)	設置予定	19年度 指定管理者制度の導入

3-3 民間委託状況

(1) 平成16年度末 運営状況

項目	全部委託	一部委託	全部直営	適用
1)本庁舎清掃			○	
2)本庁舎夜間警備	○			
3)案内・受付			○	住民生活課窓口が兼ねる
4)電話交換			○	17年度より各課直通
5)公用車運転			○	
6)し尿収集		○		処理場の管理
7)一般ごみ収集	○			
8)学校給食			○	
9)学校用務員事務			○	
10)水道メーター検針	○			
11)道路維持補修・清掃等			○	
12)ホームヘルパー派遣	○			社会福祉協議会へ委託
13)在宅給食サービス	○			ケアハウス泉崎へ委託

14)情報処理・庁内情報システム維持		○	サーバー等の保守を委託
15)ホームページ作成・運営		○	各課担当者が作成
16)調査・集計		○	
17)総務関係事務 (給与、旅費、福利厚生等)		○	システム管理の委託

(2) 平成17年度～平成21年度まで5年間 取組目標

- ・平成18年度から、泉崎村在宅介護支援センターの業務の委託を縮小して、新たに設置する泉崎村地域包括支援センター（仮称）に業務の委託を行います。
- ・行政評価に基づき事務事業の委託を見直しを行います。

4. 定員適正化管理について（公営企業等を含む）

平成17年4月1日～平成22年4月1日までの定員管理の数値目標は、第4次泉崎村行政改革大綱において定員適正化管理を掲げているので、別紙「定員管理計画表」のとおりとします。

ただし、一般行政部門職員数について、退職不補充が原則であるが、計画外の早期退職者が出る場合は、組織構成、事務事業等を考慮し新規採用を検討します。

5. 給与の適正化について

国は、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律等を改正することを勧告しました。これに伴い、県人事委員会では、給料表の改定、諸手当として、初任給調整手当、扶養手当、期末手当・勤勉手当、期末特別手当の改定を勧告しました。本村は、県人事委員会の勧告に準じ、平成18年度より給与の改定を行います。

(1) 高齢職員昇給停止

平成17年度から、4月1日を基準日とし55歳を越えている者について、55歳以上の昇給停止を行いました。職員給与に関する条例の改正により、平成18年度から昇給停止を行わない。

(2) 不適正な昇給運用の是正

- ・一斉昇短、運用昇短は実施していません。
- ・平成17年度から、退職時の特別昇給制度の廃止を行います。

(3) 級別職務分類表に適合しない級への格付け等の見直し

- ・平成15年度に、職員の職務に対応する級より上位への格付け等の見直しを実施しており、当面は継続します。
- ・平成17年度に級別職務分類表の見直しを行います。

(4) 退職手当の支給率の見直し

本村の退職手当事務は、福島県総合事務組合（以下「組合」という。）の規定に運用しており、支給率の見直し等は構成団体の承認により決定されます。

(5) 諸手当の総点検の実施

特殊勤務手当の見直しは、行旅病人等の取扱業務に従事する職員、医療職員、交代制夜間業務に従事する職員を除き平成13年度に廃止していますが、これらについても今後見直しを図ります。

(6) 技能労務職の給与の見直し

平成18年度に俸給表の改定を行います。

6. 財政構造の見直し

6-1 歳入の向上

(1) 税の徴収対策

税金及び使用料（上下水道、住宅）の滞納金徴収を担当課及び全課長で構成する滞納徴収班により行います。平成17、18年度は、税金の収納率を平成16年度の98%に対し、0.5%増とする98.5%以上とします。

(2) 使用料・手数料の見直し

- 平成17年度に、住民基本台帳等の閲覧手数料の見直しを検討し、平成18年度から実施します。
- 少子化対策の取り組みとして保育所、幼稚園、児童館、預かり保育の使用料は当面の間は現状どおりとするが、その他の施設の使用料については、平成18年度に見直しを検討します。

6-2 歳出の抑制

(1) 平成16年度末 人件費の削減

項目	削減額 (千円)	適用
退職者不補充	16,000	8,000千円（退職者1人当たりの給与、共済費） H16.3.31まで退職者(2名分)
特別職給与削減	3,024	村長、助役、教育長10%削減
収入役空席	8,766	職務代理者で対応
議員報酬削減	3,042	10%削減
管理職手当削減	2,744	手当の50%削減
合計	33,576	

(2) 平成17年度～21年度まで5年間 人件費削減見込み

項目	削減見込額（千円）				
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
退職者不補充	24,000	24,000		8,000	8,000
特別職給与削減	3,024	3,024	3,024	3,024	3,024
収入役空席	8,766	8,766	8,766	8,766	8,766
議員報酬削減	3,042	3,042	3,042	3,042	3,042
管理職手当削減	2,744	2,744	2,744	2,744	2,744
臨時職員減（1名）		1,600			
職員互助会補助金減		100			
合計	41,576	43,276	17,576	25,576	25,576

(3) 事務事業費の削減

- ・平成17年度までに、地方バス路線維持対策事業を廃止し、平成18年度に事業費の6,500千円を削減します。
- ・平成17年度までに、納税貯蓄組合の報酬を廃止します。
- ・平成18年度までに、報酬及び費用弁償の見直しを図ります。
- ・平成18年度までに、旅費日当の見直しを図ります。

7. 第三セクターの見直し関係

第三セクターは、その時々時代の要請を受けて設立されたものであり、村の行政施策と密接に連携しながら重要な役割を担ってきたが、社会経済環境の変化によって、それらを取り巻く状況は大変厳しくなっています。

本村においては、国の指針である第三セクター改革の流れを踏まえて、セクターの役割等を再検討し、村の取り組む課題と外郭団体自らが取り組む課題について明らかにし、セクターの統廃合や村の関与のあり方について抜本的な見直しを図ります。

7-1 既存法人の見直し

第三セクターの数は、株式会社コラボ・ウェイスト（村が保有する株式33.3%）、泉崎観光株式会社（村が保有する株式54.0%）の2社であり、株式会社コラボ・ウェイストについては、平成17年度に村が株式を解消することを検討し、平成18年度に村が所有する株式全てを株式会社コラボ・ウェイストが買い戻すことで、第三セクターを解消する予定とします。泉崎観光株式会社については、所有する財産や借入金の償還等があるので、当面も現行どおりとします。

平成16年度末までの第三セクターの数は2社で、平成17年度～21年度までの5年間で1社となります。

7-2 株式会社コラボ・ウェイスト

7-2-1 監査・点検評価・情報公開の体制等

本村が株式会社コラボ・ウェイストの株式を保有していますが、実質的な運営等は同社が行っています。現在は、年1回開催される株主総会の出席、決算書の提出となっています。同社は、産業廃棄物中間処理業を運営しており施設管理、環境影響面の観測等を株主の立場から助言を行っていましたが、近年、管理等の徹底が図られていること、設置から取り交わしている公害防止協定書に基づき、指導が図られることから、平成18年度に第三セクターを解消する予定です。

7-3 泉崎観光株式会社

7-3-1 監査・点検評価・情報公開の体制等

泉崎カントリーヴィレッジの運営を行っており、泉崎観光株式会社と本村で財産を保有しています。平成18年度からは、本村が保有する施設は、指定管理者制度を導入へ移行され、泉崎観光株式会社が保有する施設も同じ事業者が委託する予定としています。これにより、泉崎カントリーヴィレッジは1つの民間事業者が管理・運営を行うこととなります。泉崎観光株式会社は施設の建設に係る借入金の返済を、施設を貸与することで収入する賃貸借料で借入金の返済及び人件費を支出します。

監査及び点検評価については、平成16年度までも、村監査委員による決算監査を年1回実施しており、毎月の業務報告書の提出により点検を実施している。今後も現状どおりとします。

情報公開の実施は、平成16年度までも、決算報告を議会に提出しており、今後も継続すると共に、ホームページ、広報等により報告を行います。

7-3-2 役職員と給与の見直し

役員8名、職員1名で、給与の支払状況は、役員は無報酬、職員は就業規則の規定により支払われています。規則の見直しは行わず、今後も現状どおりとします。

8. 地方公営企業関係

8-1 病院事業

8-1-1 経営改革の推進

(1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合

平成16年度に関係団体、病院利用者等で組織する「病院事業検討委員会」から、病院管理者の村長に提言書が提出されました。提言書は、村の医療施設のあり方と経営形態についての2つの事項が主な内容になっています。

提言内容を踏まえ、平成17年度から平成21年度まで、見直しのための検討を図り、取り組める事項から進めます。

(2) 民間委託等の民間的経営手法の導入

項 目	16年度	17年～21年度
院内清掃業務	委託業務	現状どおり
患者給食業務	委託業務	現状どおり
洗濯業務	委託業務	現状どおり
基準寝具類賃借委託	委託業務	現状どおり
医療系廃棄物処理委託	委託業務	現状どおり
検査委託	委託業務	現状どおり
各種保守管理委託	委託業務	現状どおり

8-1-2 定員管理・給与の適正化

(1) 定員管理の適正化

「4. 定員適正化管理について」に準じる。

(2) 給与の適正化

「5. 給与の適正化について」に準じる。

8-1-3 経費節減等の財政効果

(1) 収入関係

・ 医業収益の増収のため、企業検診の確保、人間ドック受診者の増加等の保健予防活動に取り組むとともに、入院、外来患者の確保のため、他医療機関との連携を進め、経営基盤の強化を図ります。

・ 訪問徴収・文書や電話により未収金の徴収の強化を図ります。

(2) 支出関係

- ・施設の維持管理や医療機器の更新の時期を抑え、過度の投資とならないよう計画的・効果的な整備を行います。
- ・委託料の減額に努めます。

8-2 水道事業

8-2-1 経営改革の推進

(1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合

平成16年度に組織の改編を行い、水道事業所にあった水道課を本庁舎内に移し、建設水道課として事務を行なっています。農業集落排水事業（下水道）も同課の事務であるため、住民に対する加入・廃止等の手続きが向上されました。

(2) 民間委託等の民間的経営手法の導入

項 目	16年度	17年～21年度
水道メーター検針業務	委託業務	現状どおり
残留塩素測定業務	委託業務	現状どおり
メーター交換業務	委託業務	現状どおり
水質検査業務	委託業務	現状どおり
料金調定業務	委託業務	現状どおり
企業会計管理システム業務	委託業務	現状どおり
警備保障業務	委託業務	現状どおり
施設管理業務	直営	現状どおり

8-2-2 定員管理・給与の適正化

(1) 定員管理の適正化

「4. 定員適正化管理について」に準じる。

(2) 給与の適正化

「5. 給与の適正化について」に準じる。

8-2-3 経費節減等の財政効果

(1) 収入関係

- ・水道使用料金の未収金徴収を行います。未納者に対し、担当課及び全課長で構成する滞納徴収班（税金等も含む）により未収金徴収を行います。
- ・企業等の進出がある場合に、上水道の加入を推進します。
- ・平成14年度に料金体系の改定を行い、平均で23.1%を引き上げているが、需要の動向を踏まえ見直しを図ります。

(2) 支出関係

- ・新設及び敷設替え等の工事は、年次計画により行います。
- ・委託料の減額に努めます。

8-3 宅造事業

8-3-1 経営改革の推進

(1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合

工業団地及び住宅団地の販売は、自主的財政再建の重要課題であり、第2期計画では、平成21年度までに完売を目標に全力を挙げて取り組みます。

(2) 民間委託等の民間的経営手法の導入

民間を含む各関係機関と連携を図り販売促進を推進しますが、基本的な考えは、職員が行える事は直営で実施します。

項 目	16年度	17年～21年度
未売地の管理（工業団地）	直営	現状どおり
未売地の管理（住宅団地）	直営	現状どおり
ホームページの作成	委託業務	見直しを図り、直営を検討する

8-3-2 定員管理・給与の適正化

(1) 定員管理の適正化

「4. 定員適正化管理について」に準じる。

(2) 給与の適正化

「5. 給与の適正化について」に準じる。

8-3-3 経費節減等の財政効果

(1) 収入関係

自主的財政再建計画書に基づき、工業団地及び住宅団地の販売に取り組みます。

(2) 支出関係

委託等について、職員が実施できる事業、業務は委託を行いません。

8-4 農業集落排水事業（非適用）

8-4-1 経営改革の推進

(1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合

本事業は公営企業法を適用していません。また、村内に下水道を整備するため、集落を8地区に分け、農業集落排水事業として取り組んでおり、現在、工事カ所1地区、未採択1地区となっています。

加入者の使用料について、平成16年度までは、4月1日を基準日として世帯人数により1年間定額としていましたが、平成17年度より、年度途中の世帯人数の増減に対する料金の見直しを行い、実情にあった使用料としています。

(2) 管理を委託している施設名

項 目	16年度	17年～21年度
川崎処理場	管理委託	現状どおり
富久保処理場	管理委託	現状どおり
関和久処理場	管理委託	現状どおり
桧内処理場	管理委託	現状どおり
踏瀬処理場	管理委託	現状どおり
太田川処理場	管理委託	現状どおり
八雲ニュータウン処理場	管理委託	現状どおり

8-4-2 定員管理・給与の適正化

(1) 定員管理の適正化

「4. 定員適正化管理について」に準じる。

(2) 給与の適正化

「5. 給与の適正化について」に準じる。

8-4-3 経費節減等の財政効果

(1) 収入関係

- ・下水道使用料金の未収金徴収を行います。未納者に対し、担当課及び全課長で構成する滞納徴収班（税金等も含む）により未収金徴収を行います。
- ・広報紙等による加入促進を図り、加入者の増加に努めます。
- ・需要の動向を踏まえ、下水道使用料金の見直しを図ります。